

福祉用具貸与・販売事業所



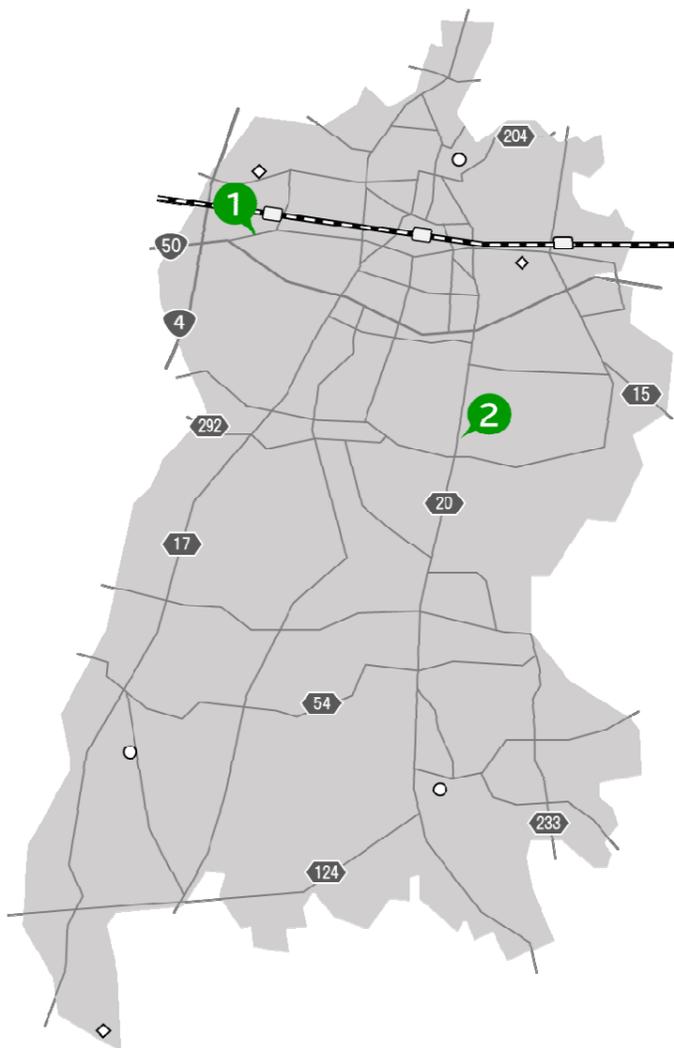
【お問合せ先】

結城市在宅ケア相談センター

電話 0296-48-7125

福祉用具を活用し、生活環境を整えることができます。

福祉用具事業所マップ



【住宅改修】

- ▶ 対象者
要支援1から要介護5の方
- ▶ 支給限度額
20万円まで（原則1回限り）
- ※ 改修工事費用の1割から3割が自己負担になります。
- ※ 1回の改修工事で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。
- ※ 引っ越しをした場合や介護の程度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。

1 パナソニックエイジフリーショップ結城

住所：結城市小田林2098（小田林）
電話：0296-33-0333 FAX：0296-20-8131

▶ 営業時間 9:00～18:00 ▶ 休業日 日、祝

▶ 緊急対応：可（営業時間外の緊急の連絡対応）

2 ロングライフ結城営業所

住所：結城市鹿窪1305-20（鹿窪）
電話：0296-34-1033 FAX：0296-34-1034

▶ 営業時間 8:30～17:30 ▶ 休業日 第2・3土 日・祝 本社対応

▶ 緊急対応：可（営業時間外の緊急の連絡対応）

【福祉用具貸与（レンタル）】

次の13種類が貸し出しの対象となります。原則、要支援1・2の方、要介護1の方は、①から④のみ利用できます。⑬は、要介護4・5の方のみが利用できます。

要介護4・5の方が利用できる福祉用具

要介護2・3の方が利用できる福祉用具

要支援1・2、要介護1の方が利用できる福祉用具

- ① 手すり（工事をともなわないもの）
- ② スロープ（工事をともなわないもの）
- ③ 歩行器
- ④ 歩行補助つえ（松葉つえ、多点つえなど）
- ⑤ 車いす
- ⑥ 車いす付属品（クッション、電動補助装置など）
- ⑦ 特殊寝台（リクライニングベッドなど）
- ⑧ 特殊寝台付属品（サイドレール、マットレス、スライディングボード、入浴用でない介助用ベルトなど）
- ⑨ 床ずれ防止用具（エアマットなど）
- ⑩ 体位変換器（起き上がり補助装置を含む）
- ⑪ 認知症老人徘徊感知器（離床センサーを含む）
- ⑫ 移動用リフト（立ち上がり座椅子、入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフトを含む）
- ⑬ 自動排せつ処理装置（尿のみを自動的に吸引できるものは、要支援1・2の方、要介護1から3の方も利用できます）



【福祉用具購入】

福祉用具購入費の対象は、次の5種類です。要支援1から要介護5の方が対象になります。

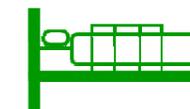
- ▶ 腰掛便座（便座の底上げ部材を含む）
- ▶ 入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルトなど）
- ▶ 簡易浴槽
- ▶ 自動排せつ処理装置
- ▶ 移動用リフトのつり具の部分

購入費の支給は、年間10万円が上限で、その1割から3割が自己負担になります。費用が10万円かかった場合は、1万円から3万円が自己負担になります。

【福祉用具の自費貸与（レンタル）】

要支援1・2の方、要介護1の方、事業対象者の方でも、自費にて特殊寝台（リクライニングベッド）などを借りることが相談できます。

ご希望の場合は、介護支援専門員（ケアマネジャー）又は地域包括支援センターにお問合せください。



- ▶ 介護保険の対象となる改修工事の例
 - 手すりの取り付け
 - 段差や傾斜の取り付け
 - 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
 - 開き戸から引き戸などへの扉の取り換え、扉の撤去
 - 和式から洋式への便器の取り換え
 - その他、これらの各工事に付帯する必要な工事 など
- ※ 屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

- ▶ 手続きの流れ 償還払い（後から払い戻される）の場合



- ※ 事前と事後に申請が必要です。
- ※ まずは、介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域包括支援センターなどに相談しましょう。一連の手続きを支援してくれます。